

# 八千代市第5次障害者計画

(概要版)

～つながりあいながら，地域でくらす～

令和3年3月

八千代市

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

八千代市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成10年3月に「八千代市障害者計画」を策定し、障害者福祉の向上を図ってきました。

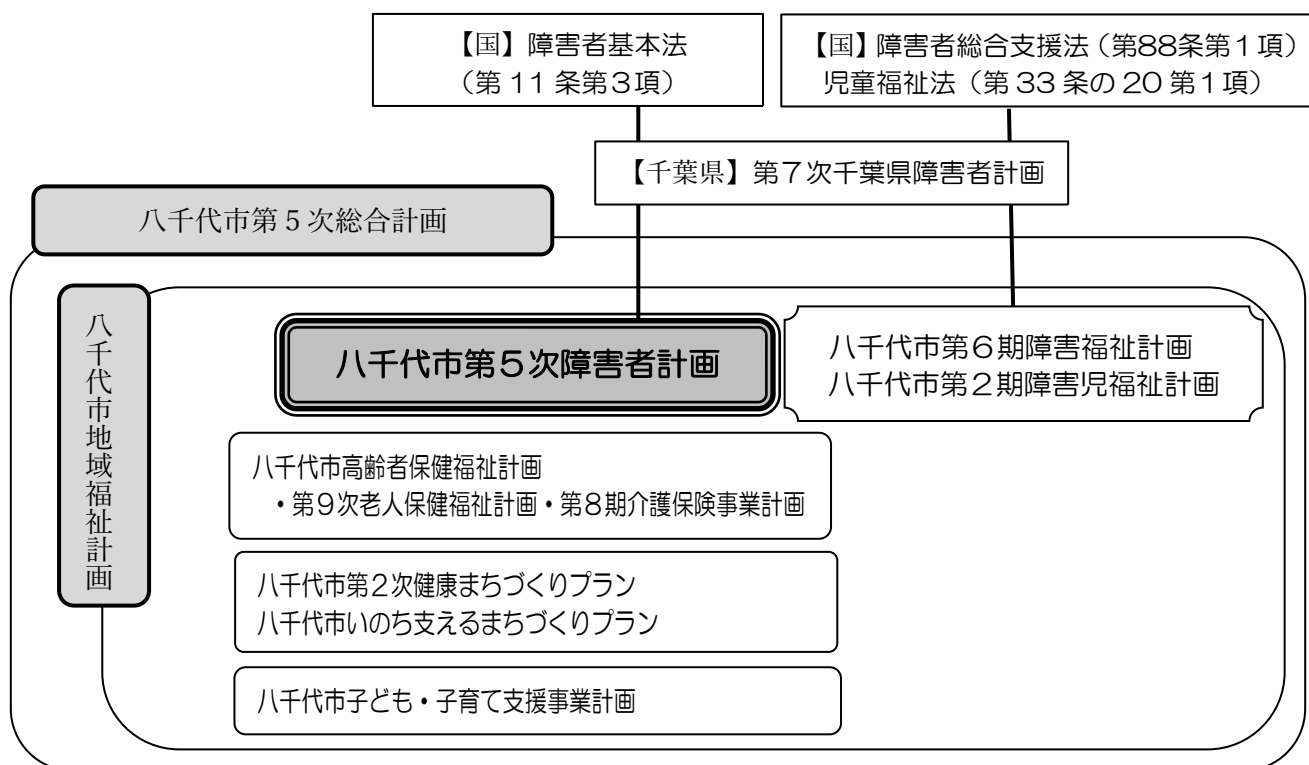
障害者計画が策定され20年以上が経過する中で、計画の目標像として掲げた「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」まちづくりの実現に向け、市内のバリアフリー化や相談支援体制の強化などの施策が進んでいます。

今回、国や県の障害者施策の動向や本市の地域福祉の推進への取組み、障害のある人を取り巻く現状を踏まえ、令和2年度をもって計画期間を終了する「八千代市第4次障害者計画」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、令和3年度からの「八千代市第5次障害者計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 国及び県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的、計画的に推進します。

### ■ 障害者計画と他計画の関係について



## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

計画期間中、社会経済情勢や法制度の変化等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

## 4. 計画の基本理念

---

本計画では、障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して“共に暮らし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

**住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する  
～つながりあいながら、地域でくらす～**

## 5. 計画の基本目標

---

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

基本目標Ⅰ	安心してくらすまちづくり
基本目標Ⅱ	共に参加できる環境づくり
基本目標Ⅲ	心をかよわせ、支え合う意識・体制づくり

## 6. 計画の基本的視点

---

基本理念の実現に向け、本計画を進めていくに当たって、次の6つを各分野共通の視点とします。

### 視点1 障害のある人の主体性の尊重と社会参加の促進

- 障害のある人自らが選択し、自らの能力を発揮して自己実現と社会参加を果たすことができるよう支援します。また、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重します。
- 障害のある人が自らの意思を表明できるように、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### 視点2 権利擁護の推進と差別の解消

- 障害者差別解消法等に基づき、障害のある人もない人も、ともに人格と個性を尊重しあいながらくらし、住み慣れた地域社会づくりを推進します。
- 成年後見制度の活用等、障害のある人の権利を守る体制づくりを進めるとともに、権利擁護や差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

### 視点3 障害特性等に配慮したきめ細やかな支援の推進

- 性別、年齢、障害の特性、生活の実態等、障害のある人一人ひとりの状態やニーズを的確に把握し、適切な施策の推進を図ります。
- 難病、発達障害、高次脳機能障害等の障害について、理解が進むよう広報・啓発活動を行うとともに、障害特性を踏まえたきめ細やかな支援を行います。

### 視点4 ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の推進

- 障害のある人にとってのハード面のバリア（障壁）だけでなく、制度や慣行、偏見などソフト面も含め、社会全体のバリアフリー化を推進します。
- 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等民間団体の取り組みを積極的に支援します。

### 視点5 切れ目のない総合的・計画的な施策の推進

- 障害のある人がライフステージに応じた支援を受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野が密接に連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行います。
- 限られた財源や人材の中で、必要な支援やサービスを切れ目なく提供していくために、関連する他の施策・計画等との整合・連携を図りながら、総合的・計画的に施策の展開を図ります。

### 視点6 多機関協働による地域福祉の推進

- 障害者が介護サービスを利用する場合や、複合した課題を抱えるケースを解決するため、関係する機関が協働して支援します。

## 7. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
住み慣れた地域で 共に暮らし、共に参加する	I 安心してらせるまちづくり	1. 相談体制・情報提供の充実 2. 福祉サービスの充実 3. 保健・医療の充実 4. 安全で住みやすいまちづくりの推進
	II 共に参加できる環境づくり	1. 療育・教育の充実 2. 雇用・就労の充実 3. 社会参加の促進
	III 心をかよわせ、支え合う意識・体制づくり	1. 障害者理解の促進・差別の解消 2. 権利擁護の推進・虐待の防止 3. 思いやりのある地域づくりの推進

## 基本目標Ⅰ 安心してくらすまちづくり

障害のある人たちが、住み慣れた地域で、自立し安心してくらすしていくために、相談・情報提供の充実や、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害者施設などの活動の場や、障害のある人がライフステージに合わせたくらし方を実現するために必要なグループホームなど、多様な生活の場の整備を進めます。

加えて、障害者総合支援法に基づく適切な事業運営を図ることで、サービス対象者の枠組みから外れる方が出ないように、新規サービスや既存サービスの充実についても検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

また、障害の早期予防・発見や早期対応に加え、常時介護を要する人たちが地域でくらし続けられるよう、医療やリハビリテーションの環境について、継続的に支援していくことのできる体制づくりを進めます。

さらに、障害があっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをめざすとともに、災害時においても、すみやかに安全が確保され、必要な援助を受けることができるまちづくりをめざします。このため、国や県の法律や条例、市の各種計画等と整合や調整を図りながら防災・防犯体制の整備に努めます。

### 施策の展開

1. 相談体制・情報提供の充実	(1) 相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② 専門職員の配置 ③ 地域において相談や支援を行う人材の育成
	(2) 情報提供の充実	① 情報提供の充実 ② 各種広報媒体の活用 ③ 行政情報のバリアフリー化
2. 福祉サービスの充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	① 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの実施 ② 在宅福祉サービスの充実 ③ 介助(介護)者支援の充実 ④ 一人ひとりに見合ったサービスの提供 ⑤ 地域生活支援拠点等の整備
	(2) 生活の場の確保・整備	① 多様な生活の場の整備 ② 在宅で暮らすための支援の促進
3. 保健・医療の充実	(1) 健康を守るサービスの推進	① 障害の発生予防・早期発見や早期対応の充実 ② 医療体制の充実 ③ 精神保健施策の推進 ④ 難病等に対する施策の推進 ⑤ 保健・医療・福祉の連携強化 ⑥ 医療費助成制度や各種手当制度の周知 ⑦ 医療的ケア児・者への支援
	(2) リハビリテーションの充実	① 医療的リハビリテーションの充実 ② その他のリハビリテーションに関わるサービスの充実
4. 安全で住みやすいまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	① バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ② バリアフリーマップの作成
	(2) 防災・防犯対策の推進	① 障害のある人に配慮した防災対策の推進 ② 災害・防犯情報の伝達 ③ 消費者被害の防止
	(3) 感染症に係る取組み	① 事業所への支援

## 基本目標Ⅱ 共に参加できる環境づくり

障害のある人もない人も共に学び、共に働き、分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために、障害のある子どもが、地域で暮らしていくために必要な力を養う療育・教育体制を充実させていくとともに、家族に対する心のケアも含めた相談支援を推進します。

また、障害者雇用に対する理解の促進・啓発や、就労に関する相談体制の強化を図り、一般企業への就労促進と定着の支援を図ります。あわせて、福祉的就労についても「障害者優先調達推進法」による優先調達の方針に基づき、障害のある人の就労機会増進に努めます。

さらに、障害のある人が生涯学習、スポーツ・文化活動などに積極的に参加できるよう、情報提供の充実や移動手段の確保など必要な条件整備を進めるとともに、地域や社会との接点となる交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

### 施策の展開

1. 療育・教育の充実	(1)相談体制の充実	① 相談機能、連携の強化 ② 就学相談の充実
	(2)療育の充実	① 「八千代市児童発達支援センター」の機能強化 ② 障害児の支援 ③ 保育園、学校等への支援
	(3)障害のある児童生徒のための教育の充実	① 特別支援教育の充実 ② インクルーシブ教育システムの推進 ③ 学校施設の改善
2. 雇用・就労の充実	(1)雇用の促進	① 相談体制の強化 ② 障害者雇用に対する理解の促進 ③ 「チャレンジドオフィスやちよ」の充実 ④ 「八千代市高齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進
	(2)就労の機会の確保	① 就労の機会の確保
3. 社会参加の促進	(1)情報伝達・移動手段の確保・充実	① 情報伝達・意思疎通支援の充実 ② 日常生活の移動手段の確保 ③ 「身体障害者補助犬法」の周知
	(2)交流・参加機会の拡充	① 機会や場づくりの推進 ② イベント・企画行事等に対する支援 ③ 八千代市障害者福祉センターの活用
	(3)生涯学習の充実	① スポーツ・レクリエーションの充実 ② 公共施設のバリアフリー化の推進 ③ 文化芸術活動の充実

## 基本目標Ⅲ 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

障害のある人もない人も地域で共に支えあう社会の構築を目指し、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。

また、障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を進め、障害を理由とする差別の解消に努めます。あわせて、成年後見制度の適切な活用による障害のある人の権利の擁護や、「障害者虐待防止法」に基づく障害のある人への虐待防止対策に取り組めます。

加えて、ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し、地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

### 施策の展開

1. 障害者理解の促進・差別の解消	(1)障害に対する理解の促進	① 理解促進・啓発活動の推進 ② 障害を理由とする差別の解消 ③ 障害者のコミュニケーション手段の理解促進
	(2)行政サービス等における配慮	① 行政職員等の障害者理解の促進 ② 選挙における配慮の実施等 ③ 障害当事者参画の促進
2. 権利擁護の推進・虐待の防止	(1)権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 ② 成年後見制度の利用の促進
	(2)障害者虐待防止対策の推進	① 障害者虐待防止法の周知 ② 関係機関との連携強化
3. 思いやりのある地域づくりの推進	(1)地域のたすけ合い活動の推進	① ボランティア養成と活動支援の推進 ② 地域ぐるみ福祉活動への支援 ③ 福祉・交流教育の充実
	(2)障害者団体等への支援	① 活動の場の確保 ② 障害者団体の活動の支援

## 8. 計画の推進と国・県への要望

本計画の策定のために、八千代市障害者自立支援協議会より、計画に係る意見提出をいただきました。計画策定後も、これまでどおり八千代市障害者自立支援協議会を中心として、計画の推進・フォローに取り組んでいきます。

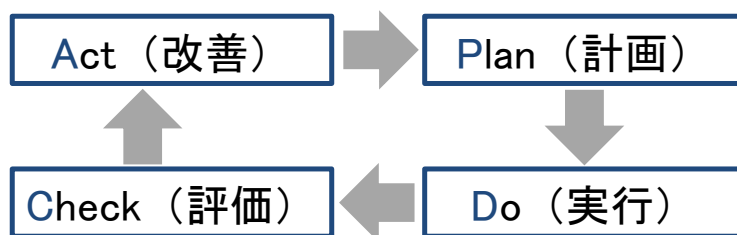
### ◇ 計画推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、多くの分野の内容を含んでいるため、関係部署の連携が不可欠です。また、計画の推進に当たっては、庁内における連携体制の強化だけでなく、市内各関係機関等との連携強化を図ります。

### ◇ 計画の進行管理と評価

PDCA サイクルに基づき、定期的に、施策の有効性や障害福祉サービス等の各事業の進捗状況について検証を行い、適切な施策・事業の実施に努めます。計画の中間年度と改定時には、八千代市障害者自立支援協議会において、計画の進行管理と評価を行います。

#### <PDCAサイクルのイメージ>



### ◇ 八千代市障害者自立支援協議会

計画策定後についても、八千代市障害者自立支援協議会の間を活用し、計画の進捗状況の検証を行い、市として取り組むべき課題の明確化などを進めていきます。

### ◇ 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、国や県の動向を踏まえ適切な施策展開を図ります。また、各種の機会を通じて、国・県に対して、財源の確保や就労の場の充実、柔軟なサービスの運用等、必要な要望を行っていきます。

### 八千代市第6期障害福祉計画 八千代市第2期障害児福祉計画

《概要版》令和3年3月

発行

八千代市健康福祉部 障害者支援課

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話 047 - 483 - 1151 F A X 047 - 483 - 2665